（ご参考：10/13）経済関係ニュースレター（在シアトル総領事館）

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

在シアトル日本国総領事館経済班です。

本ニュースレターでは、当地の日系企業・団体、レストラン関係者の皆さまを含む在留邦人の方々へ、当地経済や日米関係等のニュースを「経済関係ニュースレター」として配信するものです。今後の配信を希望されない場合は、件名に「ニュースレター配信解除」と記入の上、こちらまでメールを返送ください。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、

こちらの登録フォームをご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月 1 回の英語ニュースレター"From Japan to the Northwest"を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動 などを発信しています。登録及び過去のアーカイブはこちらから。

日ワシントン州経済関連ニュース

（1）ワシントン州法が定める求人広告における給与開示を巡り、違反企業への訴訟が山積

今年 1 月に新たな州法が施行となり、15 人以上の従業員を抱えるワシントン州の雇用主は、求人広告に給与と福利厚生に関する情報を掲載することが義務付けられた。しかしながら、現状では、多くの企業が遵守しておらず、シアトル市内の法律事務所が、大手スーパーチェーンのセーフウェイを相手取ったものを含め、31 件の訴訟を起こしている。また、州の労働産業局には、雇用主が新法を遵守していないとの報告がこれまでに 2,224 件あった。新たな州法では、違反した企業に最高 5,000 ドルの賠償金の支払いを求めることができる。上記の法律事務所では、賃金情報が適切に記載されていない求人広告を見つけた場合にはスクリーンショットを撮ることを勧めている。（10/12 付シアトルタイムズ記事）

（2）ベルビュー市のスプリング・ディストリクト　メタ社の社員が戻らず目立つ空室

フェイスブックの親会社であるメタ社は、ベルビュー市のスプリング・ディストリクトに複数のビルを所有・賃貸しているが、その多くは空室である。メタ社はシアトル地域に約 8,000 人の従業員を抱えているが、その多くは在宅勤務をしており、同社が従業員をオフィスに戻す時期は不明である。テック企業によるオフィス賃貸は、スプリング・ディストリクトでは減速しており、シアトル市のダウンタウンやベルビュー市、その他の郊外の小規模スペースに集約されつつある。オフィス市場の低迷により、開発業者の新規プロジェクトの一時停止や延期が懸念される。（10/6 付シアトルタイムズ記事）

（3）ワシントン州の洋上風力発電産業

バイデン政権は、2030 年までに洋上風力による発電量を 30 ギガワットとする目標を掲げている。これを受け、ワシントン州では、ピュージェット湾の港湾局と持続可能な海事産業の協創を目指す非営利団体マリタイム・ブルーが主導し、米国における洋上風力発電を牽引する存在となるべく、サプライチェーンと新たな労働力を構築する取組を実施する。太平洋岸北西部は、海底が急勾配であるため洋上風力の発電装置の設置が難しく、代わりに浮体式プラットフォームが必要となる。連邦政府は、カリフォルニア州とオレゴン

州の沖合に風力発電所を建設することを提案しているが、ワシントン州のサプライチェーンは同プロジェクトに貢献できるほか、洋上風力発電を目指す日本及び中国といったアジア太平洋諸国への設備の輸出も将来的に見据えている。（10/10 付シアトルタイムズ記事）

（4）ワシントン州の炭素市場とガソリン価格の高騰が争点に

ワシントン州は、今年から実施した炭素排出量キャップ・アンド・インベストメント制度により、既に 15 億ドルの歳入を得た。しかしながら、石油会社が同制度による支払い分を埋め合わせるために、現在の推定では 1 ガロンあたり 25～35 セントを上乗せしており、ワシントン州はガソリン価格が米国で最も高額な州となっている。これにより、同法と炭素排出権の取引を廃止し、歳入を住民に還付するための署名を集めようとする動きがあり、本件は、来年の州知事選挙の重要な争点になると予想される。（10/8 付シアトルタイムズ記事）

（5）シアトル市の大卒率は 67%と全米大都市で第 1 位

米国勢調査のデータによると、シアトル市の人口は 2010 年から 2022 年の間に 23%増加し、同期間中に米国で最も急速に成長した大都市となった一方で、大卒学位を持たない 25 歳以上の住民は同期間に 8,700 人減少した。シアトル市で学士号以上の学位を持つ 25 歳以上の住民の割合は、2010 年の 56%から 2022 年には 67%にまで増加し、シアトル市は、大卒者の割合が全米 50 大都市の中で第 1 位となった。2000 年には、シアトルの成人住民のうち、何らかの大卒学位を持っていたのは 47%であった。シアトル市の大卒率の高さは、技術職やホワイトカラーの労働人口が多い地域経済を反映している一方で、学位を持たない成人が少ないことで、サービス業等の企業にとっては、労働力の確保が問題となっている。米国全体では、成人の大卒率は 36%である。（10/6 付シアトルタイムズ記事）

その他、ジェトロビジネス短信記事より

2023 年 10 月 12 日　ショールーム型店舗提供のショーフィールズ、米連邦破産法第 11 章の適用を申請
2023 年 10 月 12 日　米サンフランシスコで 11 月開催の APEC リーダーズウイーク、資金調達目標額を達成
2023 年 10 月 12 日　ジェトロ、カナダのトロントとモントリオールの日本酒イベントで日本産ホタテなど PR
2023 年 10 月 11 日　ジョージア州がエリア・ディベロップメント誌の全米州別ビジネスランキングで 10 年連続 1 位
2023 年 10 月 10 日　米財務省、IRA 下での税額控除譲渡に関するガイダンスを発表、クリーンビークル購入者は即時受け取りが可能に
2023 年 10 月 10 日　米国輸出支援プラットフォームが「水産部会」を設置、日本産水産物の輸出を促進

総領事館からのお知らせ

（1）安全対策ウェビナー　ワシントン州の治安情勢「銃器犯罪」

　シアトル総領事館の領事による、安全対策ウェビナーが開催されます。シアトル・ベルビュー地域における銃器犯罪の発生状況と対策を中心に、ワシントン州の治安情勢についてお話し、質疑応答の時間もありますので、是非ご参加ください。

【主催】シアトル日本商工会

【日時】10 月 27 日（金）午後 6 時～午後 7 時（太平洋標準時）

【講義内容】
前任地（中東）での経験
全米における犯罪発生率ランキング
ワシントン州の治安情勢

銃器犯罪の発生状況と遭遇時の対策
質疑応答

【登録方法】こちらからお申し込みください。

（２）マウイ島の火災への支援募金の募集（ワシントン州日米協会）（再掲）

ワシントン州日米協会では、８月８日にマウイ島で発生した火事による被害を受けた方を支援するための募金を受け付けております。この寄付は、日米協会がとりまとめ、責任を持ってマウイ島の災害の支援のために寄付を行います。募金受付はこちらから。

（３）ジェトロ「ALPS 処理水の処分に伴う輸出等の対策に関する特別相談窓口」の開設（再掲）

ジェトロでは、ALPS 処理水の海洋放出を踏まえ、農林水産物・食品等の輸出に当たって現地通関や物流等に影響が生じた事業者、新たな海外販路の開拓を目指す事業者等の相談に対応するため窓口を設置しています。詳細はこちらをご覧ください。

編集後記： 明日 14 日の午前 8 時過ぎに、ワシントン州で金環日食が見られるそうです。太陽の 8 割が見えなくなり、三日月のような形になるとのこと。ただ、裸眼で直接太陽を観測するのは良くないそうで、同僚は、数年前の日食時に購入したという特別な観測用サングラスを見せてくれました。シアトルらしく、明日の天気予報は曇りですが、せっかくのチャンスなので、明日の朝は子どもと外に出て、宇宙の不思議に思いを馳せようと思います。アメリカで次に金環日食が見られるのは 2046 年、その頃には一体どんな世界になっているでしょうか。

****

（注意点） 本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点 における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するもの ではなく、法的助言として 依拠すべきものではありません。実際の申請等にあたって は、該当するウェブサイトで最新の 情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

（免責）

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは 懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他 の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

（領事メールについて）

当館では外国に 3 か月滞在される在留邦人に対し、旅券法 に基づく在留届、帰国・転出等の 届出をお願いしております。本届けでメールアドレス をご登録いただいた方に対して、コロナ に関する情報や各種安全情報を領事メールにて お送りしておりますほか、緊急時の安否確認を 当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。https://www.seattle.us.embjapan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

（Unsubscribe:配信停止）

当館が把握しているワシントン州日系企業に本ニュースレター をお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

****

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101